鹿児島県の

守ってね!最低賃金。

地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県 最低賃金	793 _m	令和2年 10月3日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金(產業別最低賃金)

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	815 _m	令和2年 12月27日	次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 □ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車(新車)小売業	847 _円	令和2年 12月24日	次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	793 _円	左記の最低賃金は、令和2年度は改正がありませんでした。 このため、 令和2年10月3日から鹿児島県最低賃金793円 以上の支払いが必要となります。	

- ●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなけ ればなりません。
- ●特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。 地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。 なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

▶最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関する お問い合わせ先 鹿児島労働局賃金室

(電話) 099-223-8278

川内労働基準監督署 加治木労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225 (電話) 0995-63-2035

鹿児島労働基準監督署

(電話) 099-214-9175

名瀬労働基準監督署

(電話) 0997-52-0574

鹿屋労働基準監督署

(電話) 0994-43-3385

業務改善 助成金

中小企業事業者の皆さんへ 賃金の引き上げを支援します。

詳しくは、 こちら▶ 業務改善助成金

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上 引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

鹿児島労働局雇用環境・均等室(☎099-223-8239) 又は

鹿児島働き方改革推進支援センター(鹿児島県社会保険労務士会内 ☎0120-221-255)

鹿 児 島 労 働 局・労 働 基 準 監 督 :

https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/